

先端設備等導入計画の申請方法（三木市）

下記の必要書類の原本各1部、写し各1部を三木市商工振興課の窓口に提出してください。

市は、申請受付後に先端設備等導入計画を審査し、本市の導入促進基本計画に合致する場合に認定を行います。

認定書の発行と同時に、必要書類の写し各1部を申請者に返却します。

なお、先端設備等導入計画等の必要書類の作成にあたっては、三木市中小企業サポートセンターの相談、助言、書類の確認等を受けてください。申請書（原本）に三木市中小企業サポートセンターの受付印のあるもののみ三木市商工振興課の窓口で受付します。

1 申請時必要書類

- 先端設備等導入計画に係る認定申請書
- 先端設備等導入計画に関する確認書（認定支援機関確認書）
- 申請担当者連絡先

●所有権移転外リースの場合

- リース契約見積書の写し
- （公社）リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

【※変更する場合】

- 先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書
先端設備等導入計画(変更後)
- 先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料
- 先端設備等導入計画に関する確認書（認定支援機関確認書）
- 旧先端設備等導入計画の写し（認定後返却されたもののコピー）

2 固定資産税の特例措置を受ける場合に必要な書類

【工業会証明書を申請時に入手している場合】

- 工業会証明書の写し

【工業会証明書を申請時に入手していない場合（認定後）】

- 工業会証明書の写し
- 先端設備等に係る誓約書

【※変更する場合（入手していない場合）（認定後）】

- 工業会証明書の写し
- 変更後の先端設備等に係る誓約書

※申請時に工業会証明書を入手していない場合でも、先端設備等導入計画の認定を受けることは可能です。その場合、計画認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書の写しと先端設備等に係る誓約書を提出することにより、固定資産税の特例措置を受けるための税務申告ができます。

※固定資産税（課税標準）の特例を受ける場合は、別途、三木市税務課に償却資産（固定資産税）の税務申告、特例適用申請書（必要添付書類：認定書の写し、認定を受けた認定申請書の写し・先端設備等導入計画の写し・工業会証明書の写し、工業会証明書を認定後に入手するときは、工業会証明書の写し、誓約書の写し）の提出が必要です。

お問い合わせ先

三木市産業振興部商工振興課中小企業振興係（申請受付窓口）

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

TEL 0794-82-2000 内 2231・2234 FAX 0794-82-9728

三木市中小企業サポートセンター（相談窓口）

〒673-0433 兵庫県三木市福井1933番地の12 サンライフ三木2階

TEL 0794-70-8008 FAX 0794-70-8009

火曜日～土曜日（祝日・年末・年始除く）

午前9時～正午 午後1時～4時30分

※経営相談窓口（相談料 無料） 要予約